

生食発0604第2号
30消安第1206号
平成30年6月4日

各
〔 都道府県知事
保健所設置市長 〕 殿

厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官
(公 印 省 略)

農林水産省消費・安全局長
(公 印 省 略)

対アルゼンチン輸出食肉の取扱いについて

アルゼンチン向けの食肉輸出については、アルゼンチン政府との協議を踏まえ、別紙のとおり「対アルゼンチン輸出食肉の取扱要綱」を定めることとしたので、御了知の上、関係事業者に対し周知及び指導いただくとともに、当該要綱に基づく運用について遺漏のないよう御配慮方お願いします。

なお、本要綱5の衛生証明書等の発行については、アルゼンチン政府から輸出解禁について通知され次第、可能となることを申し添えます。

問合せ先
厚生労働省医薬・生活衛生局
食品監視安全課
TEL：03-3595-2337
農林水産省消費・安全局
動物衛生課
TEL：03-3502-8473